

「土佐の匠」認定候補者の推薦に係る留意点について

1 推薦上の留意点

(1) 対象職種

対象職種は、別紙「土佐の匠認定要綱」（以下「要綱」という。）の2のとおり「県内産業の基盤を支え、その振興に貢献していると認められるもの又は各地域にあって、伝統性や独自性を持つとともに文化的にも価値が高く、一般の理解を得られやすいものとする。」としています。

(2) 技能、功績について

認定候補者の基準としては、要綱4（1）において、「その者が持っている熟練技能等の程度が優れており、全県下を通じて第一級のものと目されていること」としています。

推薦に当たっては、その優れた技能及び功績についての資料（作品の写真、新聞・雑誌の記事、説明資料、図面など）等を収集し、その技能、功績に見合った評価が得られるものを提出してください。

(3) 現役性の確認

認定候補者の現役性については、要綱の4（3）において、その熟練技能等に関して現に第一線で活動を行っていることとされておりますので、健康状態（死亡、病気）や転職、廃業などについて十分に確認してください。

(4) 他の技能者の模範と認められる者

推薦に当たっては、勤務の状況、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者を推薦してください。

(5) 認定協議会への出席

推薦者には、認定候補者に関する技能の程度等を説明いただくため、認定協議会に出席いただくことになります（代理可）。

2 提出書類作成の留意点

(1) 推薦書（様式第1号）

ア 「推薦者名」欄

推薦者については、団体推薦の場合は団体の長の氏名、市町村推薦の場合は市町村長名としてください。

なお、推薦者と当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとします。

(ア) 高知県内で事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人等（以下「県内事業主団体等」という。）による推薦

なお、ここでいう「県内事業主団体等」は、a から d までの全てに該当する団体とします。この要件を満たしている場合は、法人格に関わらず、当該団体の構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主等を対象に、推薦を行うことができます。

- a 土佐の匠の表彰対象となる技能に関わる分野での活動を事業目的とし、
- b その事業活動を通じ、認定候補者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有し、
- c 事業主等を構成員として（これ以外の者を一部含む場合も可）、

d 高知県内で活動を行う団体。

また、関係団体の概要（目的、事業内容、会員、役員など）が分かる資料（定款、会員名簿、役員名簿など）を添付してください。

推薦範囲： 県内事業主団体等を構成する企業に雇用される者等（本認定制度に類似した地方自治体の表彰（技能功労者表彰等）と同等以上の表彰を受賞していること）

（イ）市町村による推薦

推薦範囲： 当該市町村の区域内に就業している者（本認定制度に類似した地方自治体の表彰（技能功労者表彰等）と同等以上の表彰を受賞していること）

（ウ）高知県経営者協会、高知県商工会連合会、県内商工会、県内商工会議所、高知県中小企業団体中央会（以下「県内団体」という。）による推薦

認定候補者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有し、認定候補者が保有する技能について説明いただく必要があります。

推薦範囲： 県内団体を構成する企業に雇用される者等（本認定制度に類似した地方自治体の表彰（技能功労者表彰等）と同等以上の表彰を受賞していること）

イ 「担当者名」欄

担当者については、認定候補者の熟練技能の概要等について、県との連絡・調整を速やかに行える方とし、認定候補者以外の方としてください。

ウ 「氏名」欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けてください。

エ 「年齢」欄

本年4月1日現在の年齢を記入してください。

オ 「熟練技能等の分野」欄

認定候補者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に記入してください。

なお、職種名や部門が不明な際は以下を参照してください。

厚生労働省編職業分類（ハローワークインターネットサービス内）

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html

カ 「推薦理由」欄

推薦理由を記入してください。

（記載例）

〇〇分野に〇年従事し、〇〇における技能を保有している。特に〇〇に関する技能については全県下を通じて第一級のものと目されている熟練技能を有しており、その技能を活かして、〇〇製品の開発（新しい技法の開発）を行い、〇〇から表彰を受ける（特許の認定を受ける）など〇〇業界の〇〇に貢献している。

また、〇〇職種の技能検定一級や、〇〇という、県内ではこれまで5名しか取得していない資格（表彰）を保有していることから高い技能を保有していることがうかがえる。

さらに、〇〇大会に出場した際には金賞（1位）を受賞するなど優れた成績を収めている。

後継者育成については、〇〇部長として日々の業務の中で、〇〇技能習得のための指

導や、〇〇管理に関する知識習得の支援を行ったり、各種社内研修の講師を務めている。
以上のことから本認定候補者は、〇〇に関する優れた技能を継承する技能者であり、
今後も〇〇に関する活躍も期待されることから推薦を行う。

(2) 技能功績等調書（様式第2号）

認定候補者の本籍（都道府県名）、現住所、氏名（ふりがな）、生年月日等は本人にも確認のうえ、正確に記載してください。特に氏名の異体字（浜田、濱田、濱田など）や「ふりがな」についての確認をお願いします。

ア 全県下を通じて第一級のものとして目されている熟練技能の概要

その他参考となる資料に合わせて、認定候補者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴又は他の技能者との比較等の観点から全県下を通じて第一級のものとして目されている熟練技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入してください。

また、記述に当たっては、客観性（どのように優れているのか数値で表す等）、明確性（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）を心がけてください。

なお、認定候補者の功績・経歴が中心となっている（全県下を通じて第一級のものとして目されている熟練技能について具体的に記載がない、又は少ない）ケースが見られるので注意してください。

※ 全県下を通じて第一級のものとして目されている熟練技能について具体的に記載がない、又は少ない場合は、土佐の匠の認定が難しくなることをご了承ください。

【記載に当たっての具体的留意点】

作成した文書が以下の事項に該当しないように留意し、該当する場合はそれぞれの留意点を踏まえ修正してください。

- ・ **表現が客観性に欠ける（可能な限り具体的な数値を用いて記載）**

（例）「非常に優れている」

どの点がどのように優れているのか、エビデンス（数値等）、技術の緻密さ・工夫箇所等分かりやすく記載してください。

（例）「短時間で加工できる」

「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等の表現としてください。

（例）「精度が向上した」

「標準公差 $\pm 0.1\text{mm}$ が $\pm 0.05\text{mm}$ に向上した」等の表現としてください。

- ・ **作業現場、共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確**

製造過程の担当部門、グループ作業、大型製品等の場合、本人が携わっている部分について、個人の技能に特化しつつ、どのように関わっているのか具体的に記載してください。

- ・ **技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ**

全県下を通じて第一級のものとして目されている熟練技能を有する者であることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載してください。

- ・ **製品やサービスの紹介のみで、技能の関与が不明確**

その製品の製作過程又はサービスの提供過程のどの部分で、本人の技能が活かされたかを明確にしてください。

- ・ **技能の相対的レベルが掴みにくい**

県レベルで見た場合、他の技能者と比較してどの程度優れているのか記載してく

ださい。

地域に限定されるような性質の技能で、県レベルの評価が難しい場合には、その地域における地場産業及び地域活動における貢献内容について記載してください。

イ 当該技能への将来的な貢献の可能性

昨今の活動状況を踏まえ、将来期待される取組、成果等について、記載してください。

ウ 当該技能の普及・振興への寄与状況

その他参考となる資料に合わせて、認定候補者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該認定候補者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような事績を具体的に記入してください。

エ 後継者の育成への寄与状況

認定候補者が後進の指導・育成に取り組んでいる方法、対象及び範囲等を具体的に記入してください。

【専門用語集】

専門的・技術的分野に関する用語名、ふりがな及び解説を付したものとし、解説が必要な用語が全提出書類中に1つもない場合は「なし」と記入し提出してください。ただし、その場合は本当に解説が必要な用語が1つもないかよく確認してください。

(3) 履歴書（様式第3号）

認定候補者の本籍（都道府県名）、現住所、氏名（ふりがな）、生年月日等は本人にも確認のうえ、正確に記載してください。特に氏名の異体字（浜田、濱田、瀆田など）や「ふりがな」についての確認をお願いします。

※ ウ～カについては、認定候補者の技能を客観的に示すことができる重要な要素となります。当該項目を示すことができない場合は土佐の匠の認定が難しくなることをご了承ください。

ア 職歴

就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入してください（推薦を受ける技能と関係のない職歴は記入しないでください。）。

イ 団体歴

関係団体の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入してください（推薦を受ける技能と関係のない団体歴は記入しないでください。）。

ウ 表彰歴

技能に関連して認定候補者本人が表彰を受けたもののみについて、表彰の概要（名称、目的、表彰者数等）及び取得年月を記入してください（表彰を証する書面の写しを全て添付してください）。

なお、技能に関連する表彰でない、「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しないでください。

エ 免許・資格等

技能に関する免許、資格、特許、実用新案等を有する者については、当該免許等の概要及び取得年月を記入してください（免許等を証する書面の写しを全て添付してください）。

オ 大会入賞歴等

高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入してください（認定を証する書面の写しを全て添付してください）。

技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入してください（入賞を証する書面の写しを全て添付すること）。

カ 技能検定

該当する場合は、技能士の名称（〇級〇〇技能士）と取得年月を記入してください（技能士証の写しを全て添付してください）。

なお、級は一級、二級等のように漢数字で表記し、単一級の場合は「単一級〇〇技能士」と記入してください。

（４）その他参考となる資料

認定候補者に係る技能の程度及び功績を確認することのできる資料等について、以下の書類を添付してください。必要最小限とするとともに、本人の作品や製品及び製作に使用した素材などは送付しないでください。

なお、資料には、目次をつけるなどの見やすい工夫をお願いします。

ア 写真

写真は、認定候補者の製作した製品や作業風景を視覚的に確認し、調書を補完し、審査の一助として認定候補者の技能を明確に審査員が判断できるよう添付するものです。このため、認定候補者の技能レベルや実際の作業風景・作品等が分かる大きくて鮮明なものを可能な限り複数枚添付してください。単なる集合写真等、認定候補者の持つ技能や功績が確認できない写真は添付しないでください。

また、作業風景や作品の写真において、どのように認定候補者の全県下を通じて第一級のものとして目されている熟練技能が発揮されているか簡潔明瞭に可能な限り記載してください。

さらに、現役性の有無を確認するため、客観的に本人と分かる者が作業している直近1年以内（前年7月1日から本年6月30日まで）に撮影された写真を1枚以上添付してください。

加えて、同期間における作品・製品等の写真を1枚以上添付してください。製作期間が長く、同期間における作品・製品等がない場合は最新のものとします。特に、商品として販売している場合は、現在も継続して販売しているものとします。

全ての写真が「作業の状況が手元のみの写真」、「複数人の写真」、「後ろ姿の写真」など本人と確認しづらい写真とならないように留意し、複数人が写っている場合は、どれが本人か分かるようにしてください。

イ 新聞記事等

新聞・雑誌等の記事は、出典（〇〇新聞、年月日）がわかるように工夫し、できるだけA4サイズ（A3はA4サイズに折り込む。）に貼り付けたり、コピーしてください。コピーは白黒でもかまいませんが、必要（わかりやすいなど）な場合は、カラーコピーをしてください。

ウ 説明書、図面等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面等。

改良前後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすくしてください。

エ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名、所有権者名、内容、取得年月日を明らかに

する資料（例:公開特許公報など）の写しを添付してください。共同の場合は、本人の担当分野を明らかにしてください。

オ 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰歴、免許・資格等の取得歴（訓練指導員免許の取得、技能検定委員の委嘱等を含む。）、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等各種競技大会の入賞歴等を記入した場合には、当該事績を明らかにする書類の写しを漏れなく全て添付してください。

（５）その他

昨年度以前の認定候補者を改めて推薦する場合、作成する書類については内容や添付する写真を見直す等、過去に提出した書類と同一の内容とならないようにしてください。

３ 提出書類の取扱いについて

（１）提出書類は返却しませんので、返却を要する資料は提出しないでください。

（２）提出書類に記載された個人情報、「土佐の匠」の認定以外の目的には使用しません。ただし、認定者については、顕彰のために原則として、氏名、年齢、住所（市町村名）、技能の分野、技能功績概要及び写真（顔や作品）を公表し、また、県の広報誌、ホームページ等に掲載することとなるので、推薦者はあらかじめ認定候補者及び作品の所有者に説明を行い、同意を得てください。

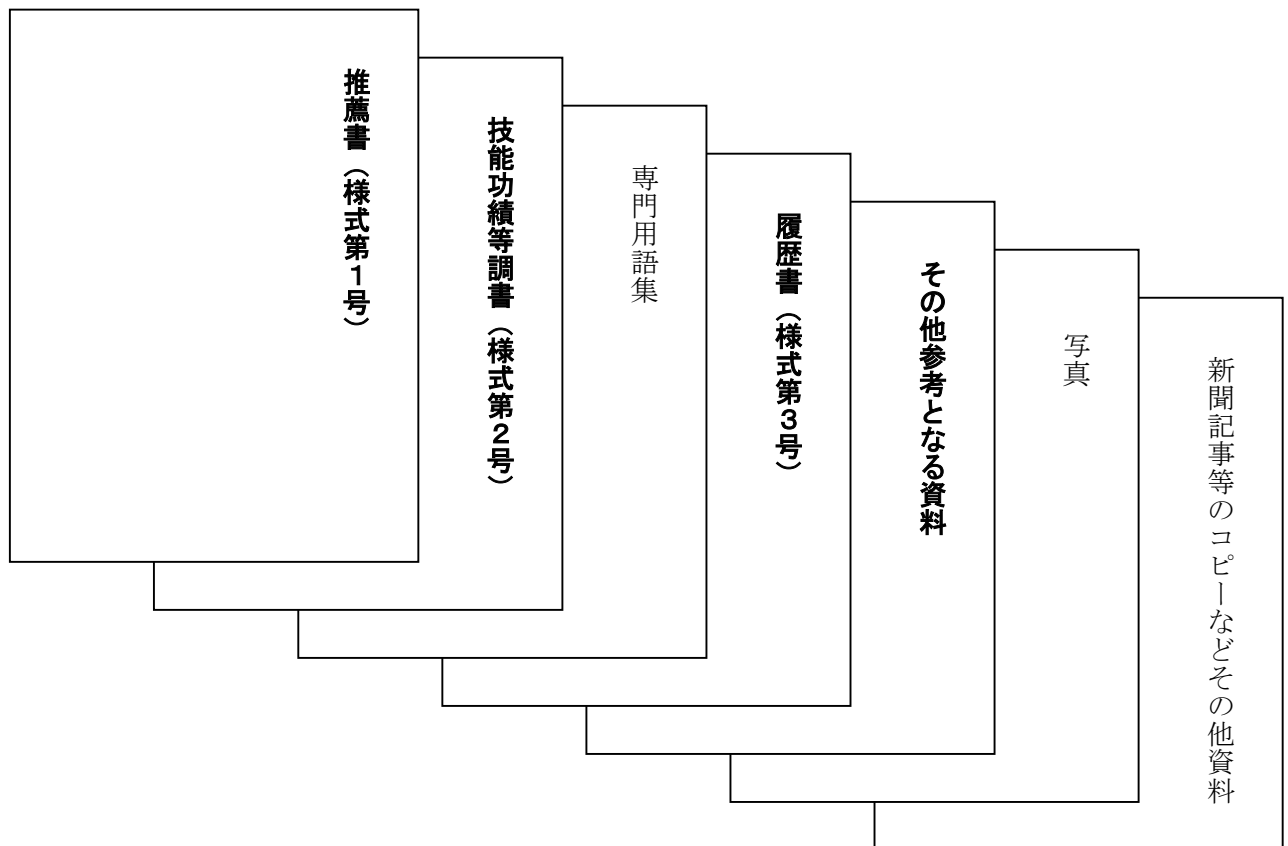
（３）提出された書類に不備があった場合、当該箇所の修正や追加書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

なお、依頼した修正内容や追加書類への対応が不十分な場合、認定候補者を認定協議会（審査会）に諮ることができない場合があります。

推薦書類一式について

推薦に必要な書類

- (1) 推薦書（様式第1号）
- (2) 技能功績等調書（様式第2号）
 - * 専門用語集
- (3) 履歴書（様式第3号）
- (4) その他参考となる資料
 - * 写真（作品の写真、作業風景等）
 - * 新聞記事等のコピーなどその他資料



※ A4の台紙に貼り付けるなどして、A4サイズ（またはA3を折りこむ。）に統一してください。

※ ホッチキス、パンチ等はしないで、「ダブルクリップ」でとめてください。

専門用語集（例）

用 語	ふりがな	内 容
土佐の匠認定制度	とさのたくみにんていせいど	土佐の匠認定制度は、高知県知事が県内産業の基盤となってきた熟練技能や古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定し、技能の持つ意義や重要性を県民にアピールするとともに、技能が尊重される社会づくりの促進と技能後継者の意欲の向上を図ろうとするものである。
〇〇〇	△△△△	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
□□□	△△△△	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

その他参考となる資料

(○○ (技能の分野) : ○○ ○○ (氏名))

- 1 写真
- 2 新聞記事コピー (○○新聞：平成○○年○○月○○日)
- 3 新聞記事コピー (○○新聞：平成○○年○○月○○日)
- 4 月間○○雑誌 (平成○○年○○月号)
- 5 (株)○○パンフレット
- 6 ○○市産業技術功労表彰 (コピー)

写 真

認定候補者 氏名：〇〇 〇〇

写真添付欄

【注意点】

- 1 該当職種で求められる安全面や衛生面に留意している作業風景写真を添付する。
- 2 後進指導育成が行われていることが分かる写真を添付する。
- 3 作品写真については、現役性の担保のため、直近1年以内の写真を1枚以上添付すること。
- 4 製品の中で用いられる部品等を製造している場合は、最終的な製作物においてその部品がどのように使われているのか記載すること。

撮影年月日 令和●年●月●日

【写真説明】

鮮魚を非常に薄く、かつすべて均一の厚さに切るという薄造りの技能や、塩に何種類もの〇〇を巧みに組み合わせ、季節の葉や花などを作り出す〇〇細工の技能、食材に緻密で多種多様な細工を行う〇〇細工の技能を保有している。

写真添付欄

撮影年月日 令和●年●月●日

【写真説明】

〇〇小学校等、計〇名の小学校に対し、体験料理教室を実施し、技能尊重の機運醸成に貢献。

包丁の持ち方や、野菜の切り方、根菜・葉物など種類によって熱の通り方に違いが出ることを説明した上で、火にかける順番を指導し、熟練した技能を実演して見せた。

写真添付欄

撮影年月日 令和●年●月●日

【写真説明】

〇〇年～〇〇年にかけて氏が修繕に携わった〇〇神社。〇〇造りや〇〇といった伝統的な技法を用いた、〇〇の技能が活かされている。

写真添付欄

撮影年月日 令和●年●月●日

【写真説明】

〇〇神社の修繕の際に用いられた〇〇の部品製造に深く携わる。氏の製作した部品は、伝統的な〇〇造りを支える上で欠かすことのできないものであり、その技能の高さゆえに幾つもの伝統社寺の修繕に用いられている。

(別表)

職業部門、職業分類及び職種（例示）

部門	職業分類	職 種 （１）	職 種 （２）
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど) 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工(金属) 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉍石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、仕上機械工、⑤NC 旋盤工、⑥NC フライス盤工、⑦マシニングセンタオペレーター、⑧NC 金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等
		(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)

4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 一般機械器具組立工	①原動機組立工②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等
		(2) 一般機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等
	2 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工・加工工
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡（がんきょう）組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
		(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員

		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員
		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員 等
6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工(自動車を除く)	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等
		(4) 輸送用機械器具検査工(自動車を除く)	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工(自動車を除く)	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工(自動車を除く)、②他に分類されない輸送用機械器具検査工(自動車を除く)、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工(自動車を除く) 等
7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精練・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②パタンナー、③ミシン縫製工(衣服以外)、④特殊ミシン縫製工(衣服以外)、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工(布製)、⑧布団綿入工 等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工(衣服)、⑥特殊ミシン縫製工(衣服) 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂・粘土採取作業員
		(4) ダム・トンネル掘	①ダム・トンネル掘削作業員

		削作業員	
		(5) さく井・ボーリング機械運転工	①さく井・ボーリング機械運転工
		(6) その他の採掘の職業	①支柱員、②抗内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工 等
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつぽ製造工 等
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等
		(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等
		(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師等
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（たいや成形を除く）③タイヤ成形工 等
		(2) 他に分類されないゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工
		(3) プラスチック製品製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
		(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工	①プラスチック彫刻工

		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
	4 土石製品製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②稲わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工（段ボールを除く）、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等
		(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ・紙・紙製品検査工
		(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等
	3 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTP オペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とっ（凸）版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等
		(2) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく（箔）押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
	4 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工
		(2) その他の革・革製品製造の職業	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工等
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・油揚げ等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工等

		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工
	2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
		(2) 製粉工	①製粉工
		(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工
		(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工等
	3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等
		(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工④飲料・たばこ検査工 等
15	1 生活衛生のサービス	(1) 理容師	①理容師
		(2) 美容師	①美容師
		(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト 等
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人 等
		(2) バーテンダー	①バーテンダー
		(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業（1）	(1) 内張工	①内張工、②表具師
		(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等
		(3) 畳工	①畳工 等
		(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
		(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工 等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業（2）	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
		(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員等
		(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工

19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工 等
		(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工(鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど)、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工(工芸的なもの)、⑮装てい師、フラワーデザイナー、⑯装身具等身の回り品検査工 等
20	1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	①システム設計技術者
		(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系)、②ソフトウェア開発技術者(組込・制御系)、③ソフトウェア開発技術者(汎用機系)、④プログラマー 等
		(3) システム運用管理者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア 等
		(4) 通信ネットワーク技術者	①通信ネットワーク技術者 等
		(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者 ②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー 等
21	1 定置機関・機械運転の職業	(1) ボイラーオペレーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機・圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) その他の定置機関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水処理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員 等
	2 開発技術者	(1) 開発技術者	①原子力技術者(開発)、②鉱山開発技術者、③探鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
	3 その他の生活、衛生サービスの職業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張職	①洗張職
		(3) その他の清掃の職業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	4 その他	1～20 部門及び 21 部門の 1～3 に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等